

美山小学校育友会 個人情報取扱規則

（目的）

第1条 美山小学校育友会（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（定義）

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

- （2）個人識別符号が含まれるもの

（秘密保持義務）

第4条 育友会会員は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。または不当な目的に使用してはならない。退会後も同様とする。

（収集方法）

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第6条 個人情報取扱いの方法は、本資料を入会確認時に配布することで会員に周知する。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、育友会活動を円滑に行う事のみ利用するものとする。

（利用目的による制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第9条 個人情報は適切に管理する。また、不要となった個人情報は適切に廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

（第三者への提供の制限）

第11条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第12条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 提供を行った者(会員)の氏名
- (2) 提供を受けた者(第三者)の氏名
- (3) 提供される個人情報の対象者(本人)の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者(本人)の同意を得ている旨(前条第1号から第4号までの場合を除く)
- (6) 提供日

(情報の開示等)

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに適切な対応を行う。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第16条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、総会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第6条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年4月1日より施行する。